

宇都宮の環境

(平成19年度 環境状況報告書)



宇都宮市

宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、

二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、

市民の誓いを定めます。

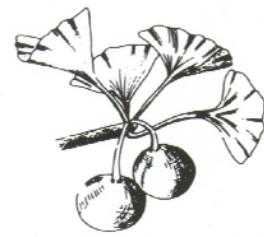
- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。



市章
明治44年2月14日制定



市の花 さつき
昭和45年4月1日制定



市の木 いちよう
昭和61年4月1日制定

表紙の写真は、宇都宮百景の一つである「古賀志山山頂からの眺望（古賀志町）」です。

「環境都市うつのみや」の実現に向けて

私たちのまち宇都宮は、遠く日光連山を望み、清らかな鬼怒の流れや緑豊かな丘陵地、田園の緑に象徴される豊かな自然の恵みを受け、先人のたゆみない歴史の積み重ねにより、二荒の森を中心として栄えてきました。

この恵み豊かな地域の環境と、かけがえのない美しい地球を将来にわたって守り、育み、引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務です。

このような認識のもと、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」を実現するため、平成13年10月に「宇都宮市環境基本条例」を施行しました。

そして、この条例に基づいて、本市における環境の保全と創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、平成15年2月に「宇都宮市環境基本計画」を策定し、本市における環境の保全と創造に関する施策・事業を総合的・計画的に推進してまいりました。

しかし、アスベスト対策などの新たな課題への対応や所期の目標を達成した施策等の見直し、旧2町との市町合併などへの対応が必要となったことから、環境施策の取組をより一層効果的に推進していくため、平成20年4月に計画の改訂を行いました。

本書は、環境基本条例第19条の規定に基づき、平成19年度における本市の環境の状況や環境施策の取組状況等についてまとめたものです。

本書が、関係各位に広く活用され、環境行政に対するご理解を深めていただくとともに、環境保全に向けた具体的な行動に取り組んでいくうえでの一助となれば幸いです。

平成20年9月

宇都宮市長 佐藤 栄一



目 次

第1部 総論

第1章 宇都宮市の概要

1 自然的条件	2
2 社会的条件	6

第2章 環境行政の組織

1 環境行政のあゆみ	1 1
2 環境行政機構	1 6
3 環境関連予算	1 8
4 環境審議会	1 9

第3章 総合的な環境政策の推進

1 環境基本条例	2 1
2 環境基本計画	2 3
3 地球温暖化対策地域推進計画	2 8
4 環境学習基本指針	3 0
5 環境マネジメントシステム	3 2

第2部 各論（環境の現状と環境施策の取組状況）

第1章 良好で安全な環境が確保され、快適で健やかに暮らせるまち

1 大気環境	3 6
2 水・土壌環境	4 4
3 その他の生活環境	5 2

第2章 資源やエネルギーを大切にし、地球にやさしい循環型社会を実現するまち

1 廃棄物	6 0
2 資源・エネルギー	6 8
3 水資源	7 3
4 地球環境問題	7 9

第3章 多様で豊かな自然の恵みを感じ、水と緑と人が共生する魅力あるまち

1 自然環境	8 5
2 身近な自然	9 0
3 自然の公益的機能	9 6
4 歴史的・文化的環境	1 0 5

第4章 市民みんなの協働でつくる人と環境にやさしいまち

1 環境配慮対策	1 1 2
2 環境教育・環境学習	1 1 9
3 環境保全活動	1 2 7

環境基本計画の取組状況（総括）	1 3 3
-----------------	-------

リーディングプロジェクトの取組状況

I 環境マネジメントシステム推進プロジェクト	1 3 5
II 環境パートナーシップ推進プロジェクト	1 3 9

環境状況報告書に関する意見書（様式）	1 4 3
--------------------	-------

第3部 資料編（※別冊）

1 大気環境	1
2 水・土壌環境	4 6
3 その他生活環境	7 5
4 廃棄物	8 9
5 自然の公益的機能	9 0

第1部 総論

第1章 宇都宮市の概要

第2章 環境行政の組織

第3章 総合的な環境政策の推進

第1章 宇都宮市の概要

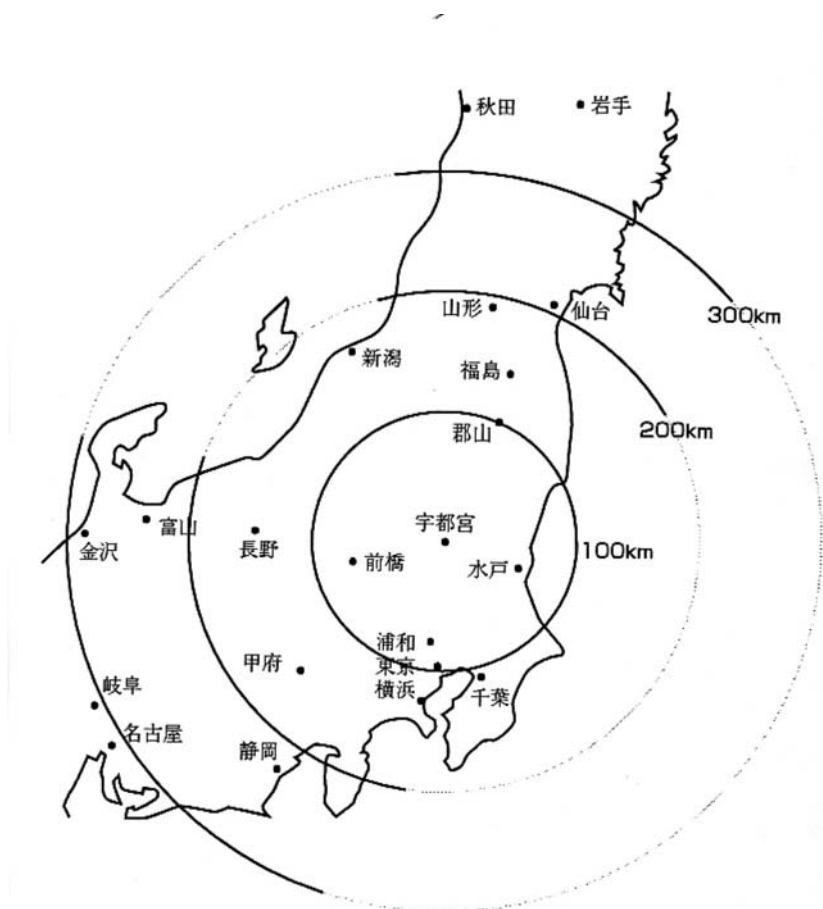
1. 自然的条件

(1) 位置

本市は、関東平野のほぼ北端にあり、栃木県のほぼ中央に位置しています。北西部に大谷、古賀志の丘陵が起伏し、南東に向かってなだらかに傾斜しており、丘陵地帯の南端となる戸祭山、八幡山が市街地に接しています。市街地から東・南部にかけては、広大な関東平野が広がっています。

(宇都宮市の位置)

東端(氷室町)	東経 140度00分38秒
西端(古賀志町)	東経 139度44分34秒
南端(茂原町)	北緯 36度27分50秒
北端(宮山田町)	北緯 36度43分48秒
海拔(市役所)	116.07m



(2) 面積

本市の面積は416.84km²で、東西約23.97km、南北約29.53kmとなっており、本県面積の6.5%を占めています。

本市の市域の変遷

単位: (Km²)

年次	事由	増減	総面積
明治29.4.1	市制を施行		17.990
昭和9.1.1	姿川村大字鶴田の一部を編入	0.456	18.446
14.4.1	城山村大字駒生の一部を編入	0.899	19.345
17.4.1	平石村大字峰を編入	0.84	20.185
24.4.1	豊郷村大字大曾の一部(0.897) 横川村大字平松の一部(0.218)を編入	1.115	21.300
26.6.1	平石村大字上平出及び上越戸の一部(0.891) 豊郷村大字竹林及び今泉新町の一部(0.169)を編入	1.06	22.360
27.4.1	横川村大字江曾島の一部(0.897) 姿川村大字西川田及び鶴田の一部(0.679)を編入	2.339	24.699
6.1	国本村大字戸祭及び大字宝木の一部を編入	6.367	31.066
28.6.1	豊郷村大字竹林及び今泉新町の一部を編入	0.121	31.187
29.8.1	河内郡平石村を編入	26.16	57.347
8.1	芳賀郡清原村を編入	41.78	99.127
9.25	河内郡横川村を編入	21.07	120.197
10.1	河内郡瑞穂野村を編入	20	140.197
11.1	河内郡城山村(39.70)、豊郷村(25.00)、国本村(25.00) 富屋村(17.30)、篠井村の一部(分村/23.86)を編入	131.36	271.557
30.4.1	河内郡雀宮町(17.40)、姿川村(23.90)を編入	41.3	312.857
32.4.1	古賀志町の一部を鹿沼市へ編入	-0.327	312.530
平成元.11.1	建設省国土地理院による改訂	-0.37	312.160
平成19.3.31	上河内町(56.96)、河内町(47.72)を編入	104.68	416.840

本市の市街化区域及び市街化調整区域

平成19年3月31日現在

行政区域面積 (ha)	宇都宮都市計画区域 (35,988ha)				上河内都市計画区域 (5,696ha)	
	市街化区域		市街化調整区域		非線引き	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
41,684	9,199	22.1	26,789	64.3	5,696	13.6

本市の用途地域

用途区分	宇都宮都市計画区域		上河内都市計画区域	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	1,302.7	14.2	45.4	21.1
第一種中高層住居専用地域	795.9	8.7	80.0	37.2
第二種中高層住居専用地域	826.6	9.0	-	-
第一種住居地域	3,074.2	33.4	42.0	19.5
第二種住居地域	621.8	6.8	17.2	8.0
準住居地域	261.9	2.8	-	-
近隣商業地域	187.2	2.0	-	-
商業地域	283.3	3.1	-	-
準工業地域	690.2	7.5	-	-
工業地域	405.6	4.4	30.4	14.2
工業専用地域	749.6	8.1	-	-
用途区分計	9,199.0	100.0	215.0	100.0
* 参考)市街化調整区域	26,789.0	-	-	-
* 参考)白地地域	-	-	5,481.0	-
都市計画区域計	35,988.0	-	5,696.0	-

(3) 地 形

本市は、北部に本山、飯盛山、北西部に多気山、古賀志山など標高300～600mの山々が連なり、中央北部には宇都宮丘陵の戸祭山、八幡山等の丘陵性山地が分布しています。

その他の大部分は、関東平野の北部にあたる平坦地であり、田原台地、宝積寺台地、宝木台地、鬼怒川低地等が広がっています。

また、宝木台地西部には、古賀志山等における基盤の露出が見られ、大谷地区では、浸蝕された岩石の露出が見られます。

(4) 地質・地盤

本市は、沖積層が鬼怒川、田川、姿川及びその支流沿いの低地に分布しています。本市の沖積層は、比較的良質な地盤である砂礫層が主体となっています。台地や低地の沖積層の下には、関東ローム層からなる洪積層が分布しています。洪積層は岩盤ほどではありませんが、比較的良質な地盤といえます。

また、沖積層や洪積層の下位、山地の表土下には岩盤が分布しています。耐震上では最も良い地盤です。本市の地盤は、南関東の都市と比較して軟弱な粘土や緩い砂がほとんど分布せず、岩盤が浅く良い地盤を形成しています。

(5) 気 象

本市は、太平洋岸から約70km、日本海岸から約150kmの日本列島の内陸部にあたり、夏は35度を超え、冬はマイナス5度以下になる日も多いなど、夏冬の寒暖差が著しく、昼夜の気温差が大きい典型的な内陸性の気候となっています。

また、本市の気候の特徴として、夏季の厳しい雷雨、冬季の日照時間の長さが挙げられます。

平均気温の経年変化を見ると、変動を繰り返しながらゆるやかに上昇しています。これは、都市化の進展によるヒートアイランド現象や地球温暖化の影響が現れていると考えられます。

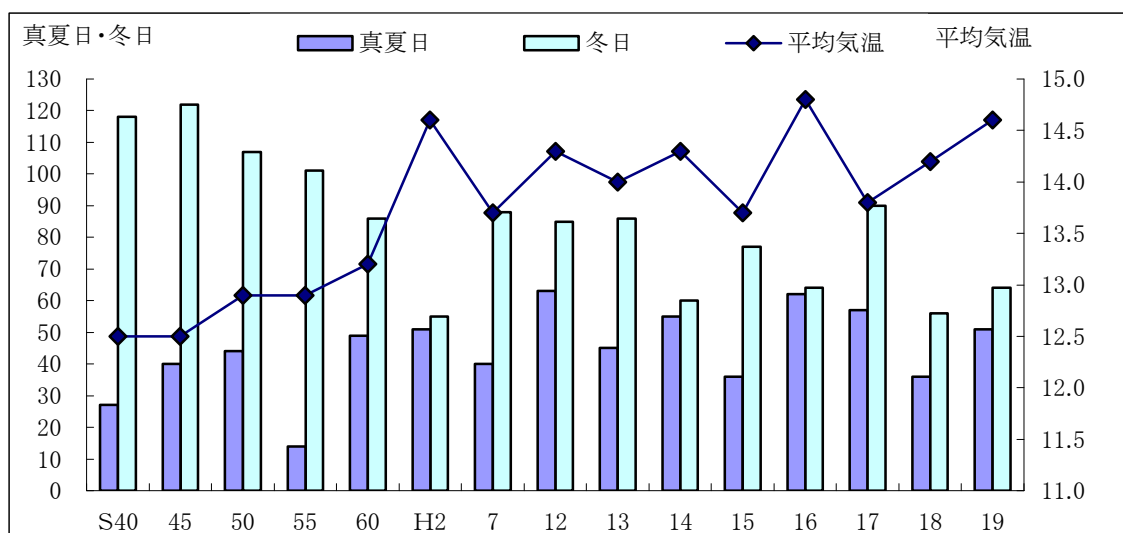
本市の気象概況の推移

年次	気温(°C)					降水量(mm)	風速(m/s)		日照時間(h)
	平均	最高	真夏日	最低	冬日	総量	最大	平均	年間
昭和40年(1965)	12.5	35.0	27	-9.8	118	1,414.3	17.5	2.2	2,237.1
昭和45年(1970)	12.5	34.7	40	-11.5	122	1,021.5	14.0	2.2	2,172.3
昭和50年(1975)	12.9	33.9	44	-9.2	107	1,400.0	12.3	1.9	2,240.8
昭和55年(1980)	12.9	32.1	14	-8.3	101	1,456.5	12.5	1.7	2,006.5
昭和60年(1985)	13.2	34.3	49	-10.2	86	1,468.5	9.6	1.9	2,100.9
平成2年(1990)	14.6	36.0	51	-8.5	55	1,634.0	16.9	2.9	1,924.3
平成7年(1995)	13.7	36.2	40	-6.2	88	1,403.0	14.3	2.8	2,016.1
平成12年(2000)	14.3	36.5	63	-6.3	85	1,633.5	18.1	2.9	1,996.1
平成13年(2001)	14.0	38.2	45	-7.4	86	1,525.0	15.6	3.0	2,057.8
平成14年(2002)	14.3	36.9	55	-6.3	60	1,571.5	18.4	3.0	1,999.4
平成15年(2003)	13.7	34.9	36	-6.3	77	1,469.0	16.7	2.8	1,765.6
平成16年(2004)	14.8	37.1	62	-5.3	64	1,658.5	16.9	3.0	2,098.2
平成17年(2005)	13.8	36.0	57	-5.9	90	1,333.0	17.1	2.9	2,009.3
平成18年(2006)	14.2	35.5	36	-7.5	56	1,695.5	16.1	2.9	1,644.7
平成19年(2007)	14.6	37.0	51	-4.1	64	1,320.5	15.7	2.9	2,037.7

※真夏日(最高気温が30°C以上の日) 冬日(最低気温が0°C未満の日)

資料(宇都宮地方気象台)

本市の気温の変化



2. 社会的条件

(1) 市政のあゆみ

宇都宮の歴史は古く、その昔、蝦夷平定のため、初めてこの地に足を踏み入れた豊城入彦命（とよきいりひこのみこと）が開祖と言われており、これを祀った二荒山神社の門前町として栄え、池沼が多いことから「池辺郷」とも呼ばれていました。

「宇都宮」の地名は、藤原宗円が二荒山神社の社号「宇都宮」を氏とし、鎌倉幕府の中樞にあつて、治世をあげたことに由来すると言われていました。

江戸時代には城下町として栄え、参勤交代や日光東照宮の造営などにより往来も多く「小江戸」と呼ばれるほど繁栄しました。

明治 17 年に栃木県庁が置かれ、同 22 年に町制、同 29 年に市制が施行されました。

以後、県内の政治経済の中心となり、また、14 師団が置かれて軍都としても有名となりました。

昭和 20 年の空襲では、市街地の大半を焼失しましたが、いち早く戦災復興土地区画整理を進め、全国でもまれに見る復興を遂げました。

昭和 29 年から 30 年にかけて、隣接 1 町 10 か村を合併編入し、都市基盤の整備を進め、近代的な商業都市としての基礎を整えました。

昭和 35 年以降は、宇都宮工業団地や内陸では最大規模の清原工業団地等の造成をはじめ、積極的に工業振興策を推進し、また、昭和 59 年には「宇都宮テクノポリス」の地域指定を受け、生産基地から頭脳基地への転換、産・学・住が有機的に結ばれたまちづくりを進めてきました。

交通網は、昭和 47 年に東北自動車道が、昭和 57 年には東北新幹線が開通するなど急速に整備され、特に平成 3 年の東北新幹線の東京駅乗り入れにより、宇都宮～東京間が 53 分に短縮され、東京圏との交通は一層便利になりました。

更に、平成 12 年には北関東自動車道が一部開通し、南北・東西の動脈の結節点として、益々人や物の交流が活発化することが予想されています。

また、平成元年には、作新学院大学、帝京大学理工学部、宇都宮文星短期大学が同時に開学し、これまでの商・工業都市に加え、文教都市として大きな役割を担うこととなりました。

一方、昭和 57 年にニュージーランドのマヌカウ市との姉妹都市提携を始め、中国のチチハル市、フランスのオルレアン市、アメリカのタルサ市、イタリアのピエトロサンタ市と、それぞれ姉妹都市、友好都市の絆を結び、国際理解と平和に向け、市民レベルの交流を活発に繰り返しています。

この間、平成 5 年に全国高等学校総合体育大会、平成 7 年に第 10 回国民文化祭とちぎ 95、平成 8 年に日本女性会議 96 が開催されたほか、平成 12 年には全国都市緑化フェアの会場となるなど、全国規模のイベントも数多く行われています。

このような中、市政施行 100 周年の記念の年である平成 8 年には中核市に移行しました。また、平成 18 年には市政施行 110 周年を迎えたところですが、平成 19 年 3 月には旧上河内町、旧河内町と合併し、北関東初の人口は 50 万都市となりました。

本市は、恵まれた立地条件や交通条件、各種都市機能の集積などにより、栃木県の政治・経済・文化の中心地であると同時に、首都圏の北の拠点都市として発展を続けています。

(略年表)

年 月		事 項
明治	元	戊辰戦争により、宇都宮城下の大半を焼失
	4 7	廃藩置県により宇都宮県が設置
	6 6	宇都宮県の廃止、栃木県への併合
	1 7 1	栃木から宇都宮へ県庁の移転
	1 8 7	東北本線宇都宮～大宮間が開通
	2 2 4	町制の施行
	2 3 8	日光線の開通
	2 9 4	市制の施行（戸数 6,991 戸，人口 35,234 人）
	4 4 2	市章を制定
	4 5 4	市庁舎が旭町に完成
大正	5 3	市内に初めて上水道が給水
昭和	6 8	東武鉄道宇都宮線が開通
	1 6 9	宇都宮市飛行学校が開校
	2 0 7	空襲により、市街の大半が焼失
	2 2 9	人口が 10 万人に到達
	2 4 5	宇都宮大学（学芸学部，農学部）が開校
	2 5 3	競輪場が完成
	2 9 10	新市庁舎が本町に完成
	3 0 4	人口が 20 万人に到達
	3 6 11	平出工業団地の分譲を開始
	4 0 8	下水道終末処理（田川処理場）を開始
	4 5 4	市花に「さつき」を制定
	4 7 4	市旗を制定
	8	人口が 30 万人に到達
	11	東北自動車道宇都宮～岩槻間が開通
	4 9 4	清原工業団地の分譲を開始
	5 0 6	中央卸売市場が開設
	8	第 1 回宮まつりの開催
	5 4 4	森林公園オープン
	5 5 4	市民憲章を制定 市文化会館，市体育館，市立サッカー場がオープン
	10	栃の葉国体の開催 UHF 電波中継塔（宇都宮タワー）が八幡山公園に完成
	5 6 7	市図書館がオープン
	5 7 2	ニュージーランドのマヌカウ市と姉妹都市提携
	6	東北新幹線が開通
	5 8 4	救急医療センターがオープン
	5 9 5	テクノポリス（技術集積都市）の指定を受ける
	9	中国のチチハル市と友好都市提携
	10	人口が 40 万人に到達
	6 1 4	市木に「いちょう」を制定 総合コミュニティセンターがオープン
	10	新市庁舎が旭 1 丁目に完成
	12	4 月 1 日を市民の日に制定

年 月	事 項
昭和 6 3	7 宇都宮清原球場，清原体育館がオープン
平成 元	4 帝京大学理工学部，作新学院大学，宇都宮文星短期大学が開校
	5 フランスのオルレアン市と姉妹都市提携
	10 雀宮地区市民センターがオープン
2	10 保健センターがオープン
3	3 うつのみや遺跡の広場がオープン 清原地区市民センターがオープン 篠井雀宮地区市民センターがオープン
	6 総合福祉センターがオープン
4	4 瑞穂野地区市民センターがオープン
	6 東図書館，東コミュニティセンターがオープン
	7 アメリカのタルサ市と姉妹都市提携
6	4 城山地区市民センターがオープン
	11 市スケートセンターがオープン
7	8 イタリアのピエトラサンタ市と文化友好都市提携
8	3 豊郷地区市民センターがオープン
	4 中核市へ移行 市政 100 周年を迎える 平和都市宣言 宇都宮環状道路が全線開通
	6 平成記念こどものもり公園，冒険活動センターがオープン 鬼怒ふれあいビーチがオープン
	9 農林公園ろまんちっく村がオープン
9	3 宇都宮美術館がオープン
	4 富屋地区市民センターがオープン
	12 東の杜公園が開園
1 0	3 市保健所がオープン
1 1	4 市消費生活センターがオープン
	9 本庁舎の一部窓口を午後 7 時まで延長
1 2	9 「全国都市緑化とちぎフェア」開催
	10 国本地区市民センターがオープン 市民活動サポートセンターがオープン
1 3	3 クリーンパーク茂原，環境学習センターがオープン
	8 茂原健康交流センターがオープン
1 4	6 平石地区市民センターがオープン
1 5	4 市教育センターがオープン
	12 姿川地区市民センターがオープン
1 6	10 上下水道局庁舎がオープン
1 7	3 飛山城史跡公園がオープン
1 8	2 横川地区市民センターがオープン
	4 市政 110 周年を迎える
1 9	3 宇都宮城址公園がオープン 上河内町と河内町を編入
	4 子ども発達センターと西部保育園がオープン
	7 市民プラザがオープン

(2) 人口

本市の人口は、明治29年（1896年）の市制施行当時の3万5千人から、周辺町村を編入しながら、着実な増加を続けてきました。

昭和45年（1970年）には30万人、昭和59年（1984年）には40万人、平成19年には50万人を突破しました。

近年は、人口の伸び率は徐々に鈍化し、ここ数年は微増となっています。

今後も緩やかに人口増加が続けますが、平成27（2015）年に、約51万2千人でピークを迎えた後、人口減少に転ずるものと見込まれます。

人口を年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口の増加が著しく、平成13年（2001年）には14歳以下の年少人口を上回りました。

今後は少子・高齢化の進行が一層顕著になることが予想され、老年人口（65歳以上）の構成比は人口のピークである平成27（2015）年には22.2%、平成34（2022）年には25%へと高まる一方で、年少人口（0～14歳）は13.6%から12.3%へ、生産年齢人口（15～64歳）は64.2%から62.7%へと、それぞれの構成比が低下するものと見込まれます。

本市の世帯数は、平成19（2007年）の約20万5千世帯から平成34（2022）年には約21万9千世帯まで増加すると見込まれます。

また、1世帯当たり人員数は、核家族化の進行や単身世帯の増加などにより、平成19（2007）年の2.46人から平成34（2022）年には2.35人にまで減少すると見込まれます。

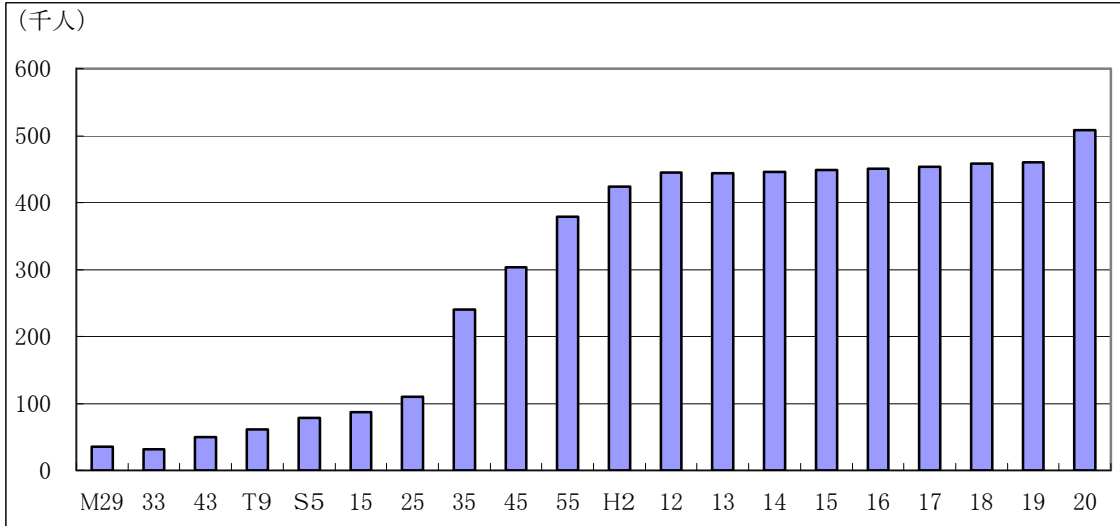
本市の人口の推移

人口（1月1日現在、昭和60年迄は12月末日） 外国人登録人口（前年12月末日現在）

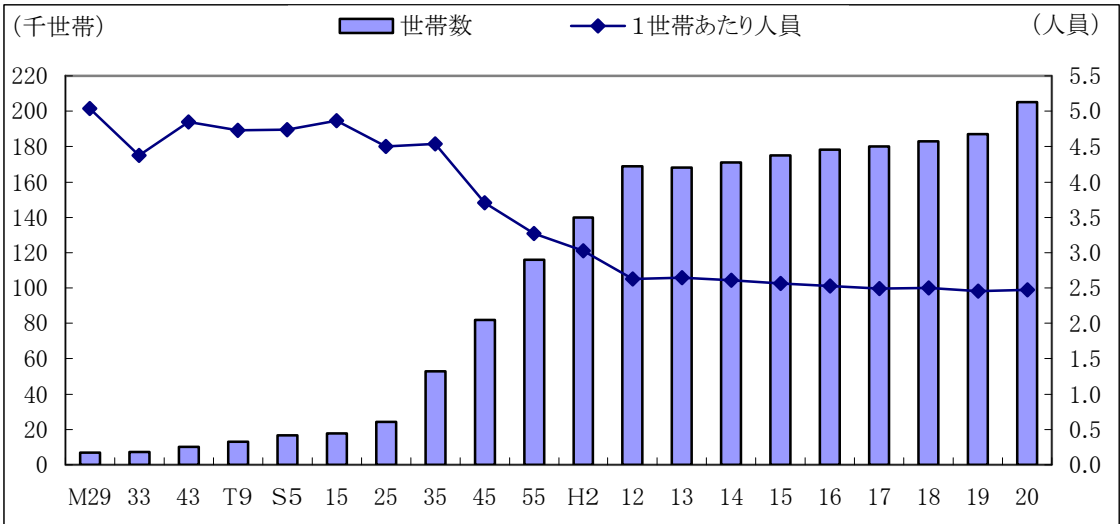
年次	人口	男	女	世帯数	1世帯あたり 人員	外国人 登録人口
明治29年（1896）	35,233	17,706	17,527	6,991	5.04	—
明治33年（1900）	31,246	15,906	15,340	7,127	4.38	—
明治43年（1910）	49,355	24,713	24,642	10,177	4.85	—
大正9年（1920）	61,429	30,019	31,410	12,987	4.73	—
昭和5年（1930）	78,646	39,268	39,378	16,599	4.74	—
昭和15年（1940）	87,353	43,057	44,296	17,921	4.87	—
昭和25年（1950）	109,704	53,451	56,253	24,390	4.50	—
昭和35年（1960）	239,749	118,200	121,549	52,819	4.54	—
昭和45年（1970）	303,610	149,677	153,933	81,942	3.71	647
昭和55年（1980）	379,397	187,789	191,608	116,117	3.27	892
平成2年（1990）	423,967	211,177	212,790	139,733	3.03	2,359
平成12年（2000）	444,555	222,159	222,396	169,024	2.63	5,880
平成13年（2001）	444,476	222,410	222,066	168,136	2.64	6,979
平成14年（2002）	446,092	223,047	223,045	171,196	2.61	7,151
平成15年（2003）	448,609	224,208	224,401	174,952	2.56	7,714
平成16年（2004）	450,384	225,102	225,282	178,300	2.53	7,728
平成17年（2005）	453,210	226,698	226,512	180,020	2.49	7,658
平成18年（2006）	458,185	229,212	228,973	183,132	2.50	7,760
平成19年（2007）	460,610	230,342	230,268	186,990	2.46	7,781
平成20年（2008）	507,833	253,862	253,971	205,303	2.47	8,319

資料(政策審議室, 市民課)

人口



世帯数・1世帯あたり人員



第2章 環境行政の組織

1. 環境行政のあゆみ

年次	宇都宮市	国・県・その他
昭和 6		「国立公園法」制定
2 9	「公園条例」制定	「清掃法」制定
3 1	「文化財保護条例」制定	
3 2		「自然公園法」制定
3 3		「下水道法」制定 「公共用水域の水質保全に関する法律」制定 「工場排水等の規制に関する法律」制定
3 5	「西ごみ焼却場（下荒針清掃工場）」完成	
3 7		「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定
3 8	ごみ定時容器収集開始	
4 0	「下水道条例」制定	
4 1		「栃木県公害防止条例」制定
4 2		「公害対策基本法」制定
4 3	「屋根清掃工場」完成	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」制定
4 4	ごみ収集運搬業務の一部民間委託開始	
4 5	「河川愛護会」発足	「水質汚濁防止法」制定
4 6	「公害対策審議会」設置	「悪臭防止法」制定 「環境庁」設置 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
4 7	「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 下河原町に「公害研究所」を開設	「栃木県公害防止条例」制定 「国連人間環境会議」開催（ストックホルム） 「自然環境保全法」制定
4 8		「公害健康被害補償法」制定 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定 県下で初の光化学スモッグ被害発生（佐野，栃木，小山）
4 9		「国土利用計画法」制定 「栃木県酸性雨等に係る緊急措置暫定要綱」制定
5 1		「振動規制法」制定
5 2	「環境保全協定」締結	
5 5	「河内清掃工場」稼働開始 「環境保全条例」制定	
5 6	「緑の相談所」オープン	
5 7	小学校4年生社会科補助教材発行	
5 8	長岡最終処分場埋立開始	「浄化槽法」制定
5 9	「都市緑化基金」創立	
6 0	「東横田清掃工場し尿処理施設」竣工	
6 3	「新屋根清掃工場」稼働開始	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」制定 「第1回気候変動に関する政府間パネル」開催（ジュネーブ）
平成 元	「生活排水処理計画」策定	
2		「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 「地球温暖化防止行動計画」策定
3	「（財）グリーントラストうつのみや」設立 「都市景観基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」策定 「上水道基本計画」策定 「自然環境基礎調査」実施（～4年度）	「再生資源の利用の促進に関する法律」制定

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 4	4		「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」開催（リオデジャネイロ） 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOX 法）」制定 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
	5		「環境基本法」制定
			「アジェンダ 21 行動計画」策定
	6		「環境基本計画（国）」策定
	7	「公害対策審議会」廃止、「環境審議会」設置 「環境管理計画」策定	
		平成のごみ改革 （5種9分別、半透明ごみ袋使用、粗大ごみ個別有料収集開始） 「大規模建築物等景観形成届出要綱」策定	
			「こどもエコクラブ」発足 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定
			「屋外広告物条例」制定
	8	「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、 「栃木県公害防止条例」に係る規制指定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂	「栃木県環境基本条例」制定
		4 産業廃棄物に関する事務開始	
	9	「環境モニター」制度創設 「環境活動推進協議会」設置	
		4 「空き缶等の散乱防止に関する条例」施行 「一般家庭用機械式生ごみ処理機購入補助制度」開始	
			「環境影響評価法」制定
		8 「環境配慮指針」策定	
		11 「第4次総合計画」策定	
		12 「栃木県央都市圏空き缶等散乱防止対策協議会」設置	「気候変動枠組条約第3回締約国会議」開催（京都） 京都議定書採択
	10	4 「農業振興地域整備計画」策定	
			「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
			「気候変動枠組条約第4回締約国会議」開催（ブエノスアイレス）
	11	3 西清掃事業所廃止 「中心市街地活性化基本計画」策定	「栃木県環境基本計画」策定 「栃木県環境影響評価条例」制定
		4 「自然環境基礎調査」実施（～12年度） 「森林整備計画」策定	
		6 「市内環境配慮行動計画」策定	
		7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定
			「気候変動枠組条約第5回締約国会議」開催（ボン）
		12 「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定	
	12	3 「緑の基本計画」策定	

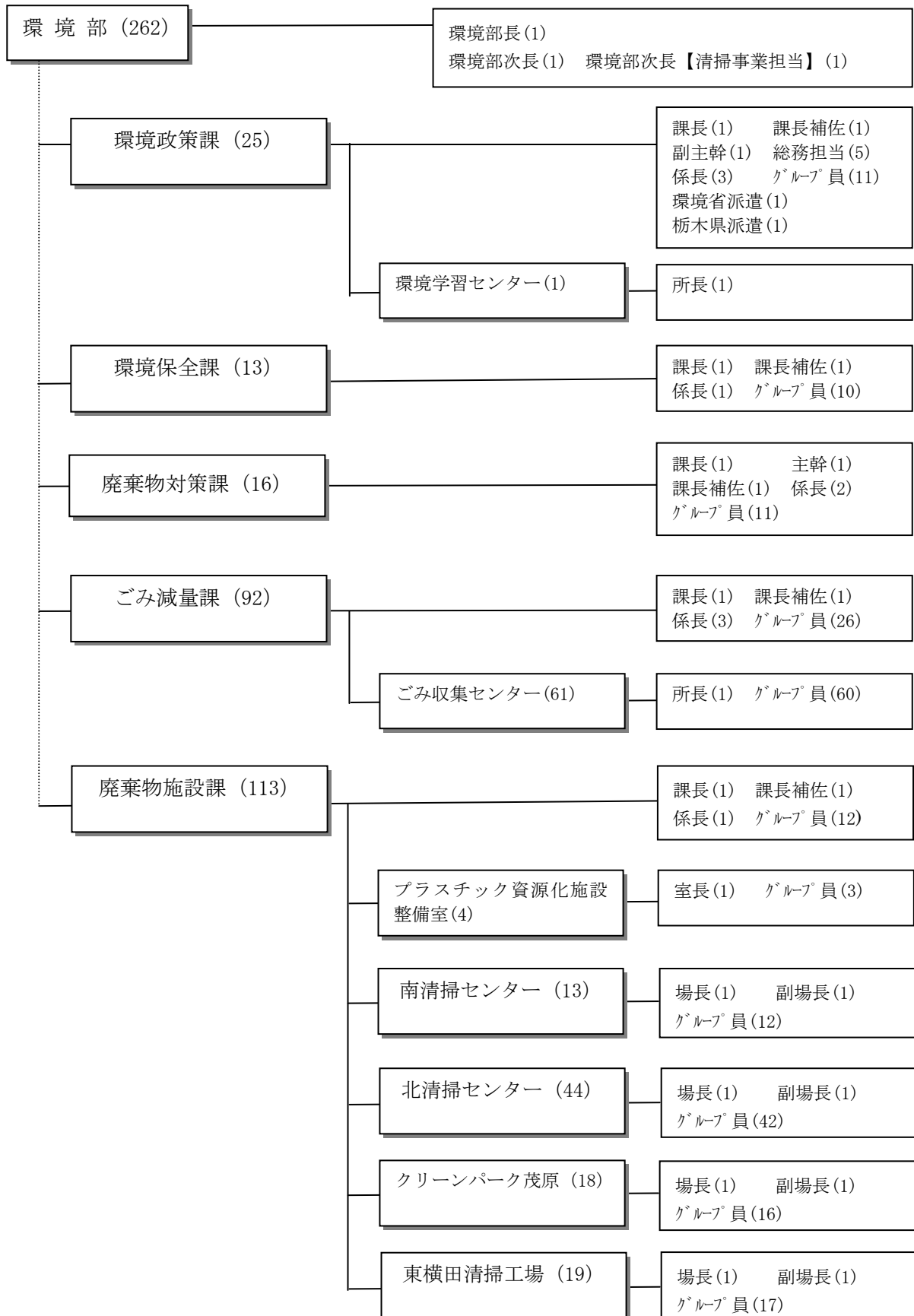
年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他	
平成 1 2	4		「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律（容器包装リサイクル法）」完全施行	
	6	下荒針清掃工場稼働停止	「循環型社会形成推進基本法」制定	
	11		「気候変動枠組条約第 6 回締約国会議」（ハーグ）	
	12	「都市マスタープラン」策定	「環境基本計画（国）」策定（改訂）	
1 3	1		「環境省」発足	
	3	「新生活排水処理計画」策定 「住宅基本計画」策定 「一般廃棄物処理基本計画」改訂 公衆便所のバリアフリー化実施 クリーンパーク茂原（焼却ごみ処理施設、リサイクルプラザ）本格稼働	「栃木県地域新エネルギービジョン」策定 「栃木県環境学習指針」策定	
	4	クリーンパーク茂原内に環境学習センターオープン ペットボトル分別収集（5 種 10 分別）開始	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」完全施行	
	5		「食品循環資源の再生利用等に関する法律（食品リサイクル法）」完全施行	
	6	全市立小中学校の給食用牛乳パック回収実施	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOX・PM 法）」制定	
	9	「環境保全条例」廃止、「環境基本条例」制定 「空き地の適正管理に関する指導要綱」制定		
	10		「気候変動枠組条約第 7 回締約国会議」（マラケシュ）	
	12	本庁舎において ISO14001 認証取得 「第 2 次生涯学習推進計画」策定 「都市景観ガイドライン」策定		
	1 4	2	「地域新エネルギービジョン」策定	
		3	「野外環境学習活動実行計画」策定 「生ごみ等減量化・資源化計画」策定	「地球温暖化対策推進大綱」策定
4		機構改革により、環境部が、環境企画課、環境保全課、資源循環推進課、廃棄物対策課、クリーンセンターに再編		
5			「土壌汚染対策法」制定 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」完全施行	
7			「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」制定	
8		「都心部グランドデザイン」策定		
10		「リサイクル推進員制度」創設	「気候変動枠組条約第 8 回締約国会議」（ニューデリー）	
12		全地区市民センターにおいて ISO14001 認証取得	「自然再生推進法」制定	
1 5	2	「環境基本計画」策定 「農業振興地域整備計画」改訂 「行政経営指針」策定 「うつのみや百景」決定		
	3	「第 4 次総合計画改訂基本計画」策定 「環境学習基本指針」策定	「循環型社会形成推進基本計画（国）」策定 「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」策定	

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 1 5	4	「家庭版環境 ISO 認定制度」スタート	
		「学校版環境 ISO 認定制度」スタート	
		「市民活動助成基金制度」創設	
		「市民ボランティア活動保険制度」創設	
		「住宅用太陽光発電システム補助制度」創設	
	5	「自転車利用活用基本計画」策定	
10	「身近な生活圏の公園づくり指針」策定	「環境の保全の為の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行	
	「緑地保全及び都市緑化推進の仕組みづくり」策定		
11	「資源物持ち去り防止要綱」制定		
12	クリーンパーク 茂原等 7 施設において ISO14001 認証取得	「気候変動枠組条約第 9 回締約国会議」開催（ミラノ）	
1 6	3	「食料・農業・農村基本計画」策定	「栃木県水環境保全計画」策定
		「都市観光推進プラン」策定	
		「大谷観光推進基本計画」策定	
		「下水道事業基本計画」策定	
	6	「うつのみや環境行動フォーラム」設立	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」の公布
	8		「栃木県レッドデータリスト」公表
	10		「栃木県生活環境の保全等に関する条例」公布
11	「市民協働指針」策定		
	「地区行政の推進に係る大綱」策定		
12	「エコパーク板戸」稼動	「気候変動枠組条約第 10 回締約国会議」開催（ブエノスアイレス）	
1 7	2		「京都議定書」発効
	3	「飛山城史跡公園」オープン	
	4		「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」施行
			「栃木県生活環境の保全等に関する条例」施行（一部 10 月 1 日施行）
	9	「うつのみや人づくりビジョン」策定	
12		「気候変動枠組条約第 11 回締約国会議」開催（モントリオール）	
1 8	1		「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ第 1 回閣僚会議」開催（シドニー）
	2		「石綿による健康被害の救済に関する法律（アスベスト救済法）」制定
	3	「一般廃棄物処理基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（アスベスト飛散防止強化）」施行
		「生活排水処理基本計画」策定	
	4	「文化振興基本計画」策定	「改正・大気汚染防止法（揮発性有機化合物（VOC）排出規制）」施行
		「生活交通確保プラン」策定	
		機構改革により、環境企画課が環境政策課、資源循環推進課がごみ減量課に変更	「第三次環境基本計画（国）」策定
	5	「地区行政推進計画」策定	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」施行
	9	「市民協働推進計画」策定	「新・国家エネルギー戦略」策定
	11	「不法投棄未然防止推進計画」策定	「気候変動枠組条約第 12 回締約国会議」開催（ケニア・ナイロビ）
2	「地球温暖化対策地域推進計画」策定		
	「宇都宮市役所 “ストップ・ザ・温暖化プラン”」策定（旧庁内環境配慮行動計画）		
	「グリーン調達推進方針」策定		
3	「食育推進計画」策定		
	「宇都宮城址公園」オープン		

年	月	宇 都 宮 市	国・県・その他
平成 1 9	5		「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」施行
	6		「21世紀環境立国戦略」策定
	8	「第1回もったいない全国大会」開催	
	9	「景観計画」策定	
	10		「改正特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン破壊・回収法）」施行
	11		「第3次生物多様性国家戦略」策定
	12		「気候変動枠組条約第13回締約国会議」開催（パリ）
平成 2 0	3	「第5次総合計画基本計画」策定 「住生活基本計画」策定 「地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」策定	「京都議定書目標達成計画」改定 「第2次循環型社会形成推進基本計画」策定 「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」策定 「とちぎの元気な森づくり憲章」制定

2. 環境行政機構

南清掃センターのごみ収集業務の一部委託により、前年と比較して18名の減員となっています。
(平成20年4月1日現在)



課 名	主 な 所 管 事 務
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境施策の企画立案及び総合調整 ・地球温暖化対策の推進 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境マネジメントシステムの推進 ・もったいない運動の推進 <p>【環境学習センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する講座、研修会の開催 ・環境関係情報の収集及び提供 ・環境に関する活動支援 ・再生化した物品の展示・提供
環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理計画の推進 ・浄化槽及び家庭雑排水対策 ・自然環境の保全 ・空き地の適正管理 ・光害等生活環境に係る苦情相談 ・公害関係法令（大気汚染防止法，水質汚濁防止法，騒音規制法，悪臭防止法，土壌汚染対策法，ダイオキシン類対策特別措置法等）に基づく届出の受理 ・水質，大気等に係る環境監視，発生源の監視及び指導，苦情相談，緊急時の措置
廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・廃棄物収集運搬業の許可及び指導等 ・土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例 ・廃棄物適正排出の啓発及び指導等 ・廃棄物に係る苦情処理及び不法投棄の監視等 ・宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱 ・不法投棄未然防止推進計画の推進
ごみ減量課	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制，減量化及び資源化に係る計画の推進，教育・啓発 ・ごみ処理基本計画の進行管理 ・家庭系・事業系ごみの発生抑制，減量化及び資源化の推進 ・各種リサイクル法（容器包装，家電，食品リサイクル法）の周知等 ・ごみ収集業務 ・資源物の持ち去り禁止
廃棄物施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理の基本的事項 ・公衆便所の維持管理 ・清掃施設の設計管理及び営繕 ・ごみ（可燃性粗大ごみ含む）の中間処理及び最終処分 ・資源物の回収 ・し尿及び浄化槽汚泥の中間処理

3. 環境関連予算

本市の一般会計決算の推移

(単位:円)

年度	市全体	環境部関連
昭和50年度 (1975)	28,797,294,000	671,578,000
昭和55年度 (1980)	60,127,873,000	1,384,589,000
昭和60年度 (1985)	77,895,949,000	2,712,407,000
平成2年度 (1990)	113,953,558,000	2,347,657,000
平成7年度 (1995)	145,939,682,000	3,775,483,000
平成12年度 (2000)	149,823,005,000	10,608,199,000
平成13年度 (2001)	148,881,339,000	5,783,126,000
平成14年度 (2002)	151,277,281,000	8,010,839,000
平成15年度 (2003)	154,324,754,000	11,691,668,000
平成16年度 (2004)	153,464,657,107	7,328,016,007
平成17年度 (2005)	144,909,743,603	5,385,190,834
平成18年度 (2006)	149,974,563,001	5,388,459,274
平成19年度 (2007)	161,081,493,268	5,900,955,690

環境部関連決算額 (平成19年度)

(単位:円)

課名/事業費名		決算額	主な内容	
政策環境課	環境衛生総務費	快適環境推進費	54,825,043	住宅用太陽光発電システム設置費補助 「もったいないうつのみや」の推進
	環境衛生施設費	環境学習センター費	29,110,961	環境講座企画運営等業務委託
環境保全課	環境衛生総務費	生活環境整備推進費	329,921,494	浄化槽整備事業補助
		快適環境推進費	164,380	自然環境保全推進
	公害対策費	公害対策調整費	1,017,694	未然防止対策
		大気汚染対策費	26,241,563	大気調査
		水質汚濁対策費	9,469,426	水質調査
		騒音振動対策費	5,645,485	騒音振動調査
	ダイオキシン等調査対策費	5,862,150	ダイオキシン類調査, 内分泌攪乱化学物質調査	
ごみ減量課	清掃総務費	廃棄物減量等推進審議会費	556,515	開催費
		地域環境保全推進費	8,636,675	リサイクル推進活動支援, 分別強化推進事業経費
		清掃管理指導費	19,082,890	ごみ排出監視指導業務委託, 全国都市清掃会議負担金
		ごみ減量推進費	97,824,774	家庭用生ごみ処理機器設置費補助, 資源物集団回収報償金
対廃棄物課	清掃総務費	廃棄物対策費	17,378,567	不法投棄監視パトロール委託, 不法投棄監視カメラ賃借
		土砂等適正処理対策費	318,876	埋立土壌分析調査手数料
クリーンセンター	清掃総務費	職員被服費	3,297,399	作業服, 作業靴
		地域環境保全推進費	92,557	事務費
		清掃管理指導費	6,925,361	ごみ適正排出指導囑託員報酬, 車両維持
		ごみ減量推進費	1,176,756	ごみステーション指導
		公衆便所費	12,246,473	公衆便所清掃業務委託
	ごみ処理費	公衆便所維持修繕費	4,205,375	小破修繕
		ごみ収集費	974,756,746	収集, 収集運搬業務委託, 車両維持
		ごみ処理施設費	2,052,083,351	ダイオキシン削減設備点検業務委託
		ごみ処理施設等整備費	481,063,800	整備工事(清掃工場等)
	ごみ処理施設建設費	ごみ処理施設等維持修繕費	502,423,865	修繕工事(清掃工場等)
		ごみ処理施設建設費	19,126,500	その他プラスチック製容器包装資源化施設整備 基本計画策定調査
	し尿処理費	し尿収集費	166,125,892	し尿収集運搬委託
		し尿処理施設費	222,629,058	燃料費, 光熱水費
		し尿処理施設整備費	191,332,000	水処理施設改修工事(東横田清掃工場)
し尿処理施設維持修繕費		94,880,100	修繕工事(東横田清掃工場)	
地域下水処理施設費	地域下水処理施設費	340,919,914	施設運転管理, 修繕工事, 施設維持管理	
	地域下水処理施設整備費	179,991,000	処理施設改良工事	
	地域下水処理施設維持修繕費	41,623,050	修繕工事	
合計		5,900,955,690		

4. 環境審議会

(1) 組織の概要

本市においては、公害対策に関する基本的事項を調査審議するため、昭和 46 年 9 月に「宇都宮市公害対策審議会」を設置しました。

その後、平成 5 年 11 月に「環境基本法」が施行され、同法第 44 条（市町村環境審議会）において、「市町村は、その区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため、環境審議会を設置することができる」ことが規定されたことに伴い、本市においても、平成 7 年 3 月に「公害対策審議会」を廃止し、「宇都宮市附属機関に関する条例」に基づき、「宇都宮市環境審議会」を設置しました。

そして、平成 13 年 10 月に「宇都宮市環境基本条例」を施行したことに伴い、環境審議会を同条例 20 条に基づく組織として位置付けました。

環境審議会は、市長の諮問に基づき、環境基本計画の策定や環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議することを所掌事務としています。

(2) 環境審議会の開催経過

年 月	審 議 事 項
平成 7 年 3 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」について諮問
7 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
1 1 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
1 2 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
平成 8 年 2 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
3 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」に係る審議
4 月	「環境配慮指針策定に係る基本方針」について答申
8 月	「空き缶等の散乱防止に関する条例」について諮問
9 月	「空き缶等の散乱防止に関する条例」に係る審議
1 0 月	「空き缶等の散乱防止に関する条例」に係る審議、答申 「うつのみやの環境」について報告
平成 1 0 年 2 月	「有害大気汚染物質モニタリング実施指針」について報告 「うつのみやの環境」、「環境配慮指針」、「空き缶等の散乱防止に関する条例」について報告
平成 1 1 年 3 月	「騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、栃木県公害防止条例に基づく規制基準等」について諮問 「ダイオキシン測定結果」、「うつのみやの環境」について報告
平成 1 2 年 3 月	「庁内環境配慮行動計画の取り組み」、「ISO14001 の認証取得に向けた取り組み」、「うつのみやの環境」について報告
平成 1 3 年 1 月	「環境行政のあり方」について諮問
2 月	「環境保全条例の見直し、新たな条例のあり方」に係る審議
3 月	「環境保全条例の見直し、新たな条例のあり方」に係る審議
5 月	「環境保全条例の見直し、新たな条例のあり方」に係る審議（2 回）
6 月	「環境行政のあり方」について答申
1 2 月	「環境基本計画案」について諮問
平成 1 4 年 5 月	「環境基本計画案」に係る審議
8 月	「環境基本計画案」に係る審議
1 1 月	「環境基本計画案」に係る審議
1 2 月	「環境基本計画案」について答申
平成 1 5 年 1 1 月	「宇都宮の環境（環境状況報告書）」について報告
平成 1 6 年 1 月	「環境基本計画リーディングプロジェクトの進捗状況」 「環境パートナーシップ会議の設立」について報告
8 月	「宇都宮の環境（平成 15 年度環境状況報告書）」について報告

年 月	審 議 事 項
平成17年 2月	「環境状況報告書に関するパブリックコメント等と市の考え方」について報告
8月	「宇都宮の環境(平成16年度環境状況報告書)」について報告
平成18年 1月	「地球温暖化対策地域推進計画案」について諮問
3月	「地球温暖化対策地域推進計画案」に係る審議
8月	「地球温暖化対策地域推進計画案」に係る審議 「宇都宮の環境(平成17年度環境状況報告書)」について報告
11月	「地球温暖化対策地域推進計画案」に係る審議
平成19年 1月	「地球温暖化対策地域推進計画案」について答申
8月	「宇都宮の環境(平成18年度環境状況報告書)」について報告 「宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた主要施策の平成19年度における取組」についての報告
平成20年 3月	「宇都宮市環境基本計画(改訂版)案」について意見聴取

(3) 環境審議会委員

(平成20年3月31日現在)

No.	氏 名	役 職 等	区 分
1	福 田 智 恵	宇都宮市議会議員	1号委員 市議会議員
2	菊 地 公 史	〃	
3	岡 本 芳 明	〃	
4	渡 辺 道 仁	〃	
5	岡 建 雄	宇都宮大学教授	2号委員 学識経験を有する者
6	上 田 高 嘉	〃	
7	高 橋 若 菜	宇都宮大学准教授	
8	和 田 尚 久	作新学院大学教授	
9	高 山 俊 三	栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長	
10	恩 田 光 憲	宇都宮市医師会 副議長	3号委員 事業者を代表する者
11	半 田 和 男	宇都宮市農業委員会 会長	
12	小 島 フミカ	宇都宮商工会議所女性部 理事	
13	徳 原 龍 樹	宇都宮青年会議所 理事	4号委員 市民団体を代表する者
14	三 宅 徹 治	うつのみや環境行動フォーラム 会長	
15	松 江 比佐子	宇都宮市青少年育成市民会議	
16	佐々木 英 明	宇都宮市自治会連合会 会長	
17	檜 岡 洋 子	宇都宮市女性団体連絡協議会 広報副部長	5号委員 関係行政機関の職員
18	中 垣 昭 夫	宇都宮地方気象台 次長	
19	木 村 裕 子	公募委員	6号委員 環境の保全及び創造について特に識見を有すると認められる者
20	吉 田 啓 一	公募委員	
<p>【旧委員】(市議会議員)遠藤和信, 真壁英敏, 岡本治房, 黒後久 (学識経験者)永井護, 小堀志津子, 藤井卓 (事業者代表)阿久津一枝, 伊原修 (市民団体代表)森本久子, 鈴木保子 (公募委員)大杉悦子, 高橋功夫</p>			

第3章 総合的な環境政策の推進

1. 環境基本条例

(1) 条例制定の目的

近年、都市化の進展や生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や都市型公害・生活型公害の発生、また廃棄物の増加や不適正処分、さらには地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題など、新たな環境問題が顕在化してきており、私たちの生活基盤を脅かす状況にあります。

本市においては、これまで「宇都宮市環境保全条例（昭和55年制定）」に基づき、主に公害防止の観点から環境保全に関する取組を進めてきましたが、今日の環境問題に的確に対応し、市、事業者、市民の各主体の参加のもと、恵み豊かな地域の環境を将来に渡り、守り、育み、引き継いでいくための新たな枠組みを整備する必要が出てきました。

このようなことから、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」の実現を目指して平成13年10月に『宇都宮市環境基本条例』を施行しました。

(2) 条例の内容

① 条例の特徴

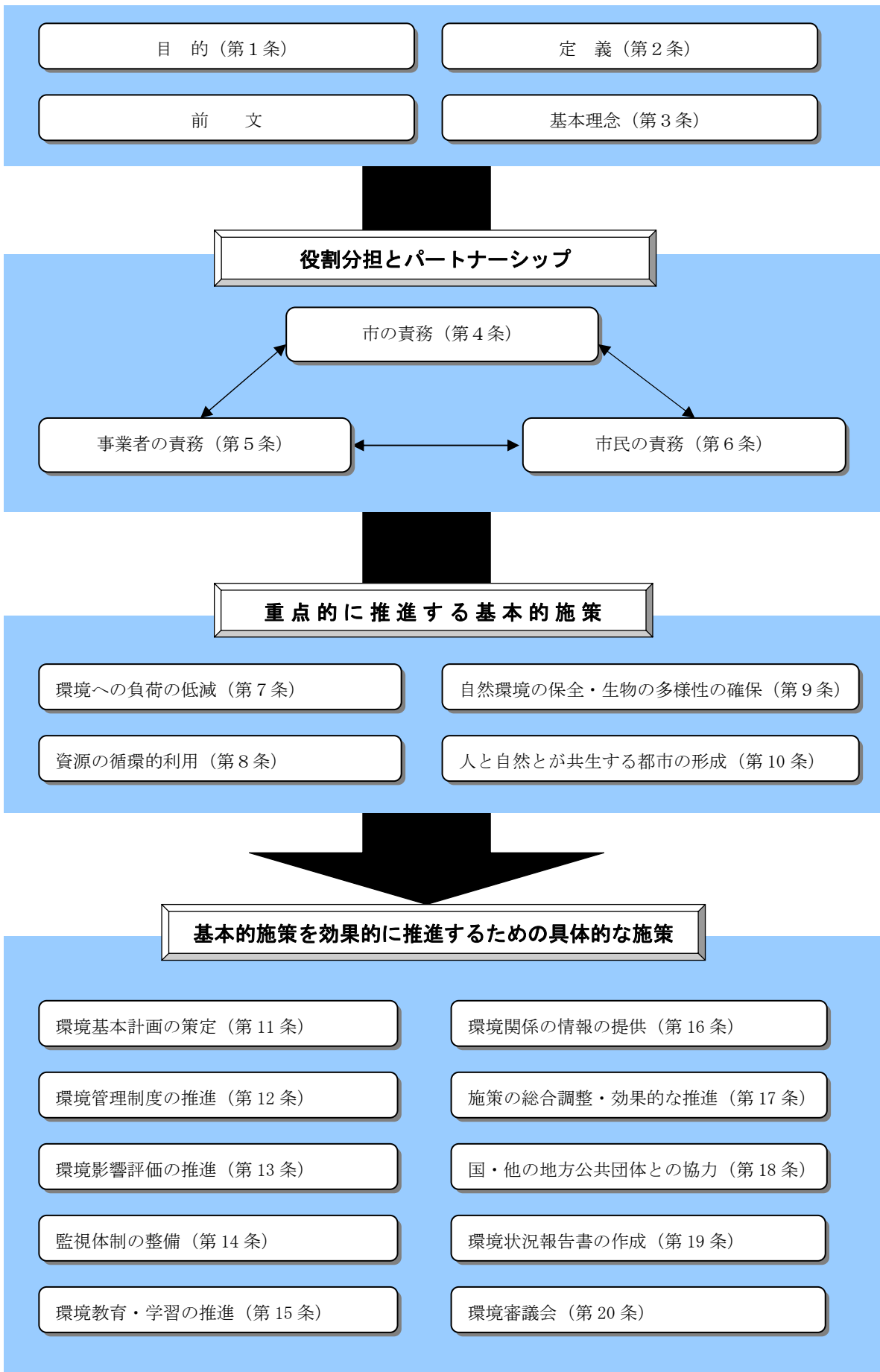
- ・本市の環境の保全及び創造に関する施策の方向を示すとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することを明らかにしました。
- ・市、事業者、市民相互の連携とそれぞれの主体的な取り組みにより、「環境都市」の実現を目指すことを明らかにしました。
- ・これまでの「環境の保全」に加え、人と自然とが共生できる都市を形成するという「環境の創造」にかかる施策の推進を定めました。
- ・施策の推進にあたり、市及び事業者自らが、より積極的な環境への配慮を行うための具体的な手法である「環境管理」という考え方を取り入れました。
- ・現在、人類の生存にとって脅威となっている地球環境問題に対して、地域レベルでも対策に取り組み、貢献していくことを強調しました。

★「環境都市」とは

- ① 社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減する。
- ② 限りある資源を循環できる社会を構築する。
- ③ 自然環境を保全する。（生物の多様性の確保を含む）
- ④ 人と自然とが共生する都市を形成する。

以上の4つの目標を実現した環境にやさしいまちをいいます。

②条例の構成



2. 環境基本計画

(1) 計画策定の目的

環境基本条例の規定に基づき、市、事業者、市民の各主体の参加のもと、基本条例の基本理念や基本的施策の具体化を図り、環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進することを目的として、平成15年2月に『宇都宮市環境基本計画』を策定しました。

(2) 計画の内容

①計画の特徴

「市民参加による計画づくり」

市民や事業者で構成するワーキングチームを設置して、市との協働により計画素案の作成を行い、パブリックコメントやシンポジウムを開催するなど市民意見を反映した計画です。

「目標達成の目安となる環境指標・数値目標の設定」

各主体が共有する「本市の望ましい環境像」や「まちづくりの基本目標」を掲げるとともに、目標達成の目安となる具体的な環境指標や数値目標を設定しています。

「計画全体を先導するリーディングプロジェクトの設定」

計画全体を先導する役割を担い、重点的・積極的に取り組む「環境マネジメントシステム推進プロジェクト」及び「環境パートナーシップ推進プロジェクト」という2つの市民・事業者参加型リーディングプロジェクトを設定しています。

「パートナーシップによる計画の推進と進行管理」

市、事業者、市民の各主体が相互理解を深め、協力・連携しながら具体的な環境保全活動に取り組み、市民協働での計画の実現を目指しています。また、計画の進捗状況についてとりまとめた年次報告書を作成、公表し、市民意見等を反映しながら計画を推進します。

②計画の期間

本計画は、平成15年度からスタートし、平成22年度末を目標とする8か年計画です。但し、今後の環境問題の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。(平成20年4月改訂)

③計画の長期目標

●基本目標1

良好で安全な環境が確保され、
快適で健やかに暮らせるまち

●基本目標2

資源やエネルギーを大切にし、地球に
やさしい循環型社会を実現するまち

望ましい環境像

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

●基本目標3

多様で豊かな自然の恵みを感じ、
水と緑と人が共生する魅力あるまち

●基本目標4

市民みんなの協働でつくる、
人と環境にやさしいまち

④計画の体系

基本目標の柱に沿って、環境項目毎の環境目標を示し、施策の方向を明らかにしました。

基本目標	環境項目 / 環境目標	環境施策の方向	
1. 良好で安全な環境が確保され、快適で健やかに暮らせるまち	①大気環境 さわやかですがすがしい、きれいな大気環境を確保します	(1) 監視体制の整備と充実等 (2) 発生源対策の充実 (3) 自動車排出ガス対策の充実	
	②水・土壌環境 清らかでやすらぎのある、豊かな水・土壌環境を確保します	(1) 監視体制の整備と充実等 (2) 発生源対策の充実 (3) 生活排水対策の充実	
	③その他の生活環境 おだやかで心地よい、安心して暮らせる生活環境を確保します	(1) 監視体制の整備と充実等 (2) 近隣公害等への対応 (3) 有害化学物質への対応	
	2. 資源やエネルギーを大切にし、地球にやさしい循環型社会を実現するまち	④廃棄物 ごみの発生抑制、再使用・再生利用、適正処分を進めます	(1) 発生抑制の推進 (2) 循環資源の再使用・再生利用の推進 (3) 適正処分の推進
		⑤資源・エネルギー 資源を有効に活用し、環境にやさしいエネルギー利用を進めます	(1) 省資源・省エネルギーの推進 (2) 資源・エネルギーの循環利用の推進 (3) 新エネルギー導入の推進
		⑥水資源 自然に育まれた健全な水資源を守り、効率的な利用を進めます	(1) 水源の保全 (2) 水資源の確保 (3) 水のリサイクルの推進
		⑦地球環境問題 一人ひとりが地球市民を認識し、地球環境保全に地域から貢献します	(1) 地球温暖化防止対策の推進 (2) その他地球環境保全対策の推進
	3. 多様で豊かな自然の恵みを感じ、水と緑と人が共生する魅力あるまち	⑧自然環境 豊かで多様な自然を守り、自然とのふれあいを確保します	(1) 自然環境の保全 (2) 生物多様性の確保 (3) 自然とのふれあいの確保
		⑨身近な自然 身近に親しめる、潤いのある水と緑の都市空間を創出します	(1) 平地林、里山等身近な自然の保全と活用 (2) 水と緑の快適な都市空間の創出 (3) 緑化及び緑地保全活動の推進
⑩自然の公益的機能 自然の持つ恩恵を持続的に得られる環境づくりを進めます		(1) 森林の公益的機能の保全と活用 (2) 農地の公益的機能の保全と活用 (3) 河川の公益的機能の保全と活用	
⑪歴史的・文化的環境 先人から受け継いだ歴史的遺産を守り、新しい文化を創出します		(1) 歴史的・文化的資源の保全と活用 (2) 郷土意識の醸成 (3) 新たな文化の創出と活用	
4. 市民みんなの協働でつくる人と環境にやさしいまち	⑫環境配慮対策 うつつのみやの環境特性を活かした、個性ある地域づくりを進めます	(1) 環境配慮情報等の共有化 (2) 環境配慮に係る仕組づくり (3) 景観等環境に配慮したまちづくりの推進	
	⑬環境教育・環境学習 市民一人ひとりが環境を大切にする人づくりを進めます	(1) 環境情報の整備と提供 (2) 環境リーダー等人材育成の推進 (3) 環境学習の場と機会の創出	
	⑭環境保全活動 市民の協働により、より良い環境を創出する活動の環を広げます	(1) 市民の活動への支援 (2) 事業者・団体等の活動への支援 (3) 市、事業者、市民の連携の推進	

⑤環境指標・数値目標一覧

①大気環境

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 大気汚染に係る環境基準の達成・維持を目指します。	二酸化硫黄 → 環境基準達成 一酸化炭素 → 環境基準達成 浮遊粒子状物質 → 環境基準達成 二酸化窒素 → 環境基準達成 光化学オキシダント → 環境基準未達成	環境基準の達成・維持
② 大気汚染に係る濃度指針の達成・維持を目指します。(非メタン炭化水素)	濃度指針未達成	指針値の達成・維持
③ 有害大気汚染物質に係る環境基準, 指針値の達成・維持を目指します。	ベンゼン → 環境基準達成 トリクロロエチレン → 環境基準達成 テトラクロロエチレン → 環境基準達成 ジクロロメタン → 環境基準達成 アクリロニトリル → 指針値達成 塩化ビニルモノマー → 指針値達成 クロロホルム → 指針値達成 1,2-ジクロロエタン → 指針値達成 水銀及びその化合物 → 指針値達成 ニッケル化合物 → 指針値達成 1,3-ブタジエン → 指針値達成	環境基準, 指針値の達成・維持
④ 大気1リットル中にアスベスト10本以下であることを目指します。	大気1リットル中に10本以下(18年度)	大気1リットル中に10本以下
⑤ 大気のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑥ 工場・事業場における排出ガスの排出基準の遵守を目指します。	100%	100%
⑦ 工場・事業場における大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物(VOC)排出ガス基準の遵守を目指します。	100%(18年度)	100%

②水・土壌環境

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 河川水の生活環境の保全に係る環境基準の達成・維持を目指します。(水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量等5項目)	釜川 → 環境基準達成 田川 → 環境基準一部項目未達成 山田川 → 環境基準一部項目未達成 御用川 → 環境基準一部項目未達成 姿川 → 環境基準一部項目未達成 鑑川 → 環境基準一部項目未達成 江川 → 環境基準一部項目未達成 鬼怒川 → 環境基準一部項目未達成 西鬼怒川 → 環境基準一部項目未達成 (西鬼怒川:平成18年度)	環境基準の達成・維持
② 河川水の人の健康の保護に係る環境基準の達成・維持を目指します。(カドミウム等26項目 ※鬼怒川は9項目)	田川 → 環境基準達成 山田川 → 環境基準達成 御用川 → 環境基準達成 釜川 → 環境基準達成 姿川 → 環境基準達成 赤川 → 環境基準達成 鑑川 → 環境基準達成 江川 → 環境基準達成 鬼怒川 → 環境基準達成 新川 → 環境基準一部項目未達成 西鬼怒川 → 環境基準達成 (西鬼怒川:平成18年度)	環境基準の達成・維持
③ 河川水の要監視項目の指針値の達成・維持を目指します。(クロロホルム等22項目)	田川 → 指針値達成 江川 → 指針値達成	指針値の達成・維持
④ 地下水水質の環境基準の達成・維持を目指します。(カドミウム等26項目)	環境基準・指針値達成	環境基準・指針値の達成・維持
⑤ 河川水, 河川底質のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑥ 地下水のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑦ 土壌のダイオキシン類に係る環境基準の達成・維持を目指します。	環境基準達成	環境基準の達成・維持
⑧ ゴルフ場における水質指針値(排水・地下水)の遵守を目指します。	100%	100%
⑨ 工場・事業場における排水基準の遵守を目指します。	95%	100%
⑩ 市域の下水道の整備を進めます。(下水道普及率)【※旧宇都宮市対象】	87.90%	96.70%

③その他生活環境

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 騒音・振動については, 日常生活に支障のないレベルの達成を目指します。(※騒音規制法, 振動規制法, 栃木県生活環境の保全等に関する条例の規制に準ずる。)		
② 悪臭については, 不快さを感じないレベルの達成を目指します。(※悪臭防止法, 栃木県生活環境の保全等に関する条例の規制に準ずる。)		

④廃棄物

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量を削減します。	(平成12年度) 1,016 g	793 g
② リサイクル率の向上を目指します。	(平成12年度) 15.7%	30.9%
③ 熔融スラグの有効利用を進めます。(熔融スラグ利用率)	0%	100%
④ 最終処分量の低減を目指します。(最終処分率)	(平成12年度) 11.7%	8.3%
⑤ 不法投棄発生件数を減らします。	(平成17年度) 831件	(平成21年度) 400件

⑤資源・エネルギー

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 市の施設における新エネルギーの導入を進めます。	4施設 河内清掃工場 屋根清掃工場 C P 茂原 夜間休日救急診療所	増加を目指します。

⑥水資源

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 漏水を抑制し、有効な水道配水事業を進めます。(有収率)【※旧宇都宮市対象】	85.05%	88.0%
② 市の施設における雨水貯留設備の設置を進めます。	2施設 東図書館 宇都宮美術館	増加を目指します。(建物の新改築時)

⑦地球環境問題

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 市の施設から排出される温室効果ガスの削減を目指します。	(平成17年度) 112,818t-CO2	(平成24年度) 94,055t-CO2 (基準年比-17%)
② 市有車(水道, 消防含)における低公害型車両の導入を進めます。	(平成18年度) 81.25%(26台/32台)	100%

⑧自然環境

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 環境学習センターで開催する自然環境に関する講座等の参加者数を増やします。	(平成14年度) 2講座(延)150名	増加を目指します。

⑨身近な自然

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 都市緑地の公有化面積を確保します。【※旧宇都宮市対象】	(平成18年度) 17.3ha	22.0ha
② 一人あたりの都市公園面積を確保します。【※旧宇都宮市対象】	9.64㎡/人	13㎡/人
③ 市域の緑地協定面積を確保します。【※旧宇都宮市対象】	115.99ha	230ha
④ 緑化ボランティア登録者数を増やします。【※旧宇都宮市対象】	25名	180名

⑩自然の公益的機能

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 森林の適正な管理を進めます。(民有林間伐面積)【※旧宇都宮市対象】	272ha	(平成20年度) 1,535ha
② 森林ボランティアの参加者数を増やします。	128名	(平成20年度) 1,089人
③ エコファーマーの認定者数を増やします。	(平成18年度) 505人	(平成24年度) 760人
④ 認定農業者等の農地集積面積を増やします。	(平成18年度) 4,800ha	(平成27年度) 5,700ha
⑤ 都市基盤河川御用川の整備を進めます。(河川改修率)	13.2%	40.90%
⑥ 準用河川, 普通河川の整備を進めます。(河川改修率)	準用河川 46.5% 普通河川 28.4%	準用河川 54.2% 普通河川 31.5%

⑪歴史的・文化的環境

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 文化財愛護団体を増やします。	29団体(840名)	39団体(1,500名)
② 文化財の保護活動実施校を増やします。【※旧宇都宮市対象】	6校	20校
③ 文化財展示施設的一般公開等の来訪者・参加者を増やします。	(平成18年度) 73,404人	200,000人

⑫環境配慮対策

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 家庭版環境ISOの取組家庭を増やします。【※旧宇都宮市対象】	(平成15年度) 201家庭	(平成24年度) 2,000家庭の増加
② もったいない宣言の宣言家庭数を増やします。【※旧宇都宮市対象】	(平成15年度) 0世帯(制度創設前)	(平成24年度) 15,000世帯

⑬環境教育・環境学習

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 環境学習センターで開催する環境講座等の参加者数を増やします。	27講座(延)1,097名	増加を目指します。

⑭環境保全活動

環境指標	平成13年度(基準)	平成22年度(目標)
① 市民活動サポートセンターの登録団体数を増やします。	269団体	600団体

⑥リーディングプロジェクト

環境マネジメントシステム推進プロジェクト

～ 家庭から、学校から、職場から。着実に環境配慮の輪を広げます ～

市、事業者、市民がそれぞれの立場で環境配慮行動に主体的・積極的に取り組んでいくため、本市が認証取得した環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001のノウハウを生かし、環境配慮の輪を家庭や学校、職場など市域全体に拡大します。

(主な内容)

- 市におけるISO14001の推進 → 市の施設への認証範囲の拡大等
- 市民の環境配慮行動の誘導・促進 → 家庭版環境ISO認定制度の推進
- 学齢期の環境配慮行動の誘導・促進 → 学校版環境ISO認定制度の推進
- 事業者の環境配慮行動の誘導・促進 → ISO相談窓口の設置、新たな支援策の検討

環境パートナーシップ推進プロジェクト

～ 市民協働で地域の環境づくりを実践していきます ～

市、事業者、市民の各主体が相互理解を深め、協力・連携しながら具体的な環境保全活動に取り組んでいくための仕組づくりを行い、市民協働による地域に根ざしたより良い環境づくりを積極的に推進します。

(主な内容)

- 環境情報の総合的・体系的な整備と提供
- ITを活用した市民・事業者参加型の(仮称)環境Uネットの開設
- 環境学習センターを拠点とした環境学習の推進
- 「うつのみや環境行動フォーラム」を中心とした環境保全活動の推進

3. 地球温暖化対策地域推進計画

(1) 計画策定の目的

『京都議定書』の発効に伴う日本における温室効果ガス6%削減に向け、国における取組や国際的な取組に加え、地域に住む市民一人ひとりが、日常生活や事業活動の各場面において地球温暖化防止に配慮した行動を実践することが不可欠となっています。

このため、地域レベルでの取組を総合的かつ計画的に進めるとともに、市民・事業者・行政の各主体が役割分担し、総力を挙げて長期にわたって継続的に対策を取り組んでいく必要があることから、『宇都宮市地球温暖化対策地域推進計画』を策定しました。

(2) 計画の内容

①脱温暖化社会としての宇都宮市のあるべき姿

本計画が目指す、地球温暖化対策を推進する『環境都市うつのみや』のかたちを、脱温暖化社会としての本市の「あるべき姿」として示します。

「あるべき姿」とは、目前に迫った京都議定書の約束期間までに取り組む短期的な対策だけでなく、長期的視点に立った対策を進めるための目標であるとともに、国や県、市民・事業者との協働による地球温暖化防止の取組を進めるための目標とするものです。

以上のことを踏まえ、脱温暖化社会としての宇都宮市の「あるべき姿」を以下のように示します。

『資源やエネルギーを大切にしたら、二酸化炭素の排出が少ないまち』

- ・日常生活や事業活動において省エネルギー・省資源に心がけた環境にやさしいライフスタイルや、環境に配慮したビジネススタイルが実践されるまちを目指します。
- ・地域のエネルギーの有効活用や、バランスのとれた環境配慮型の交通体系の整備などによる二酸化炭素の排出が少ないまちを目指します。

②計画の期間

2007年度(平成19年度)から2012年度(平成24年度)までの6か年計画です。

③基準年度

基準年度は『京都議定書』と合わせ以下のとおりです。

二酸化炭素, メタン, 一酸化二窒素	1990年度 (平成2年度)
ハイドロフルオロカーボン, パーフルオロカーボン, 六フッ化硫黄	1995年度 (平成7年度)

④施策の体系

1 環境にやさしいライフスタイルの促進

(1) 市民の省エネルギー・省資源型ライフスタイルの促進

- * 環境保全行動の促進
- * 省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入促進
- * 低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入，エコドライブ普及促進

(2) 市民のごみの減量やリサイクル行動の促進

- * 家庭からのごみ発生抑制の促進
- * 適正な資源循環利用の促進
- * 市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

2 環境に配慮したビジネススタイルの促進

(1) 事業者の省エネルギー・省資源型ビジネススタイルの促進

- * 環境管理行動の促進
- * 省エネルギー・新エネルギー設備の積極的な導入やE S C O事業の普及促進
- * 低公害車や低燃費型自動車の積極的な導入，エコドライブ普及促進

(2) 事業者のごみの減量やリサイクル行動の促進

- * 事業者からのごみ発生抑制の促進
- * 適正な資源循環利用の促進
- * 市民協働によるごみの減量化・資源化の促進

3 二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進

(1) 地域のエネルギーを有効に活用するまちづくりの推進

- * 新エネルギーの導入促進
- * 省エネルギー対策設備等の普及促進

(2) バランスのとれた環境配慮型交通体系の整備の推進

- * 公共交通機関や自転車などの利用促進
- * 都市交通の円滑化の推進
- * コンパクトで機能的なまちづくりの推進

(3) 二酸化炭素吸収のための緑の確保

- * 森林の適正な管理・育成
- * 都市緑化の推進による二酸化炭素吸収源の創出

4 地球温暖化防止のための横断的な対策の推進

(1) 地球温暖化防止のための横断的な対策の推進

- * 環境学習の推進
- * 民間団体との協働による地球温暖化対策の推進

4. 環境学習基本指針

(1) 指針策定の目的

環境基本計画に掲げる「市民一人ひとりが環境を大切に作る人づくり」を実現するため、本市における環境学習に関する施策や、環境学習に関わる家庭、学校、地域社会、事業者、行政といった各主体の役割、連携のあり方などを整理し、本市における今後の環境学習の方向性や新たに取り組むべき方策などを明らかにするため、平成15年3月に『宇都宮市環境学習基本指針』を策定しました。

(2) 指針の内容

①指針の役割

環境学習基本指針は、本市における環境学習を総合的、体系的に推進するための基本的方向性を明らかにし、各主体の行う環境学習の効果的な推進や、その支援を図るものです。

②指針の位置付け

環境学習基本指針は、環境基本条例及び環境基本計画に掲げられた施策の方向等に準ずるものであり、環境基本計画の部門別計画に位置付けるものです。

③環境学習の目標

「心の育成」

本市の豊かな自然や古い歴史と文化にふれあい、私たちを取り巻く身近な環境が持つ様々な価値に気づき、ふるさとの環境を慈しむ心を育みます。

「理解と行動の促進」

人間活動が、身近な環境から地球環境、さらには将来の世代にも負荷を与えていることへの正しい理解と認識を深め、自らの責任と役割を自覚し、主体的な環境保全活動の実践につなげます。

「パートナーシップの形成」

持続可能な社会の実現に向け、家庭、地域、学校、事業者、行政などあらゆる主体が参画・連携します。

④環境学習施策の体系

1. 環境情報の整備と提供

1-1 環境情報の収集・提供の仕組みづくり

- インターネット等を活用した各種情報の収集及び情報提供体制の整備
- 情報ネットワークの構築による情報交流や人的交流の推進
- 環境学習ガイドブックの作成・配布 等

1-2 普及啓発の推進

- 環境フェアの開催，環境ポスターコンクール等の普及啓発活動の実施
- 普及啓発のための冊子・チラシやニュースレター等の作成・配布 等

2. 環境リーダー等人材育成の推進

2-1 人材の育成と人材登録

- 指導者育成講座等の開催
- 環境リーダーとなりうる人材の発掘，人材登録制度の整備
- 市職員や教職員に対する研修会等の実施 等

2-2 人材活用のための仕組みづくり

- 環境リーダー派遣制度の創設
- 環境リーダー同士のネットワークづくりの支援 等

3. 環境学習の場と機会の提供

3-1 環境学習手法・教材・資材等の開発・整備

- 体験を重視した環境学習プログラムの開発・整備
- 発達段階に応じた学習カリキュラムの充実
- 環境学習指導者向けガイドブックの整備 等

3-2 環境学習のための場の整備

- 宇都宮市環境学習センターの機能充実
- 貴重な樹林地の保全，人と自然の共生する緑地の整備
- 環境学習拠点のネットワーク化による情報共有化 等

3-3 環境学習の機会の拡充

- 自然観察会，環境美化活動など，実体験を通じた環境学習の機会の充実
- 各種講座，セミナー，講演会など，環境学習の機会の拡充
- 学校，地域，事業者などを対象とした出前講座の実施 等

3-4 各主体の環境学習に関する実践活動への支援

- 環境学習に必要な資料・教材・資材の整備・貸出・提供
- 環境保全活動の助成，ボランティア情報，活動情報等の各種支援情報の提供
- 事例発表の場の提供，活動情報の収集・提供，ネットワーク組織づくり 等

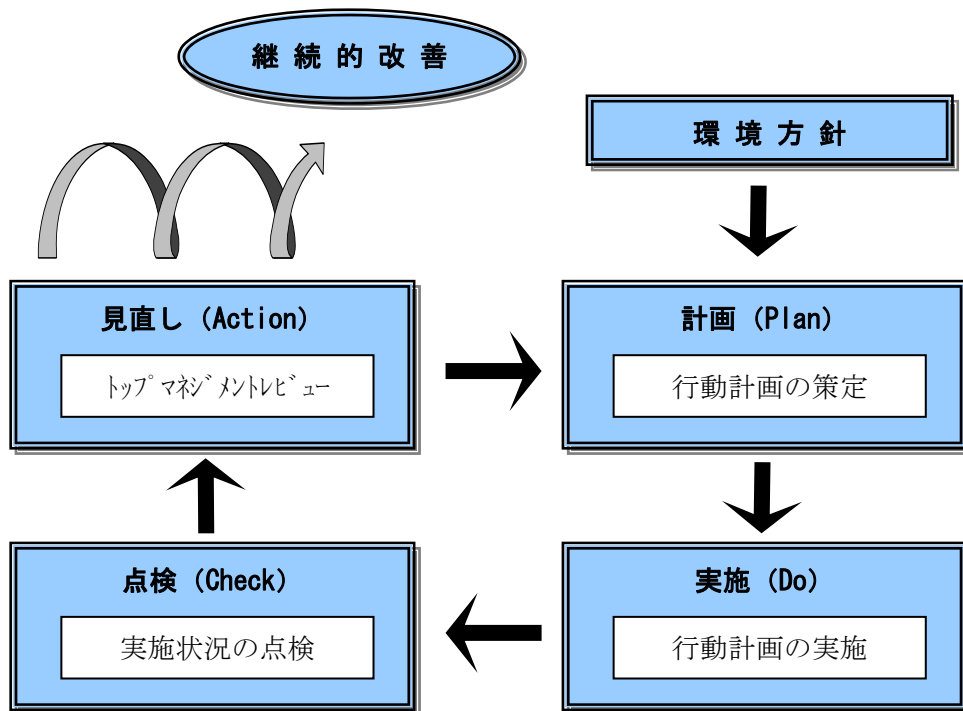
5. 環境マネジメントシステム

(1) 導入の目的

市は、「環境基本計画」に基づく各種の環境施策を推進する役割を担うとともに、市も1事業者としての立場から、自らの事業活動における環境への負荷を低減し、環境に配慮した取り組みを積極的に行っていく必要があります。

このため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001に基づく取組を推進し、事業活動の実施に伴う環境影響を継続的に改善しています。

【環境マネジメントシステムの仕組み】



(2) 環境方針

①環境保全型の都市づくりの推進

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない、持続可能な「環境都市」の実現をめざします。

②環境に配慮した事務事業の推進

環境目的・環境目標を定め、環境マネジメントシステムの継続的改善を図りながら、事務事業による環境負荷の低減に努め、汚染の予防を図ります。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 公共工事のグリーン化の推進
- (5) 環境に配慮したイベントの推進

③環境法令の遵守

環境法令等を遵守します。

④職員への教育・研修の実施

全職員が環境方針を理解し、環境配慮の視点に立ち行動するために、教育・研修を行います。

⑤環境方針及び成果の公表

環境方針及び運用の成果について、広く市民に公表します。

(3) 環境管理活動の内容

①環境保全事業の推進

大気環境保全，廃棄物対策，環境教育など環境基本計画に掲げた施策の推進

②環境配慮行動の推進

市の施設における電気・水道・用紙使用量等の削減，グリーン購入の推進

③許認可事業等における環境配慮の推進

許認可申請時における事業者への環境保全の措置に関する指導の徹底

④公共工事における環境配慮の推進

公共工事における自然環境への配慮や建設副産物のリサイクル等

⑤イベント事業における環境配慮の推進

イベント時における廃棄物の発生抑制やスタッフ・来場者の環境保全意識の啓発等

(4) 組織体制

本市の環境マネジメントシステムは，最高経営層である環境管理総括者（市長）及び環境管理副総括者（副市長，収入役，上下水道事業管理者，教育長）のもとで，運用責任者である環境管理責任者（環境部長）や各実行部門が環境管理活動を推進しています。

また，システムがISO14001に基づき適切に運用されているかを判断するため内部監査機関を設置しています。なお，関連団体や常駐業者に対しても環境方針を周知し，環境管理活動への協力を要請しています。

